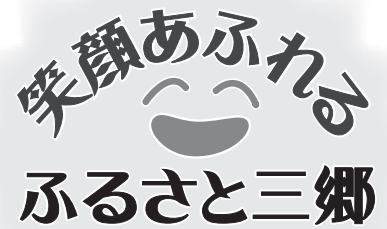


市議会だより『冬号』Vol.22 2/2

三郷市議会議員 所属会派：21世紀クラブ



かとう えい いずみ
加藤英泉

《令和2年(2020)12月市議会定例会報告》

『防災対策問題』について **一般質問の答弁**

(1).避難所運営について

ア 避難所運営委員会設立の現状について

現在、33か所あります指定避難所のうち、避難所運営委員会を設置するための事前の会議であります避難所開設運営会議が開催されました避難所は22か所あり、そのうち避難所運営委員会が設置済みの避難所は12か所ございます。

避難所運営委員会が設立されていない自主防災会に対し、改めてお声かけをいたしますとともに、避難所運営委員会の先進事例などを参考にモデルケースをお示しするなど、地域の方々が協議を進められるよう、引き続き、取組を進めてまいります。

イ 避難所開設運営マニュアルについて

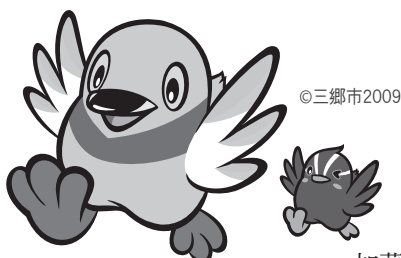
八木郷小学校避難所運営委員会にご協力をいただき、市の標準型マニュアルを作成し、平成29年11月に開催いたしました避難所開設運営に関する説明会において、全ての自主防災会にお配りをし、周知を図るとともに、併せて、全ての小・中学校にも配布しているところです。なお、新型コロナウイルス感染症対策を加えた避難所開設運営マニュアルといたしまして、今年度一部改訂をしておりますので、ホームページで周知いたしますとともに、機会を捉え、改めて自主防災会などにお配りをしてまいりたいと存じます。

ウ 広域避難について

自治体の枠を超えた広域避難につきましては、現在、水防法に基づき河川ごとに設置されております大規模氾濫に関する減災対策協議会において検討が進められており、本市も参加しております協議会を通じて、国や県及び関係自治体と連携を図ってまいりたいと存じます。

エ 避難所のあり方について

災害時用公衆電話の設置につきましては、NTT東日本と締結しております特設公衆電話の設置、利用に関する覚書に基づき進められており、現在、33か所の指定避難所のうち21か所に設置済みでございます。また、災害時に印鑑、通帳なしに預金の引き出しができる金融機関につきましては、埼玉りそな銀行及び埼玉県信用金庫と聞き及んでいます。



㉜ 避難所運営訓練について

市主催の総合防災訓練は、市民、防災関係機関及び行政が一堂に会し、防災意識の高揚、災害対応の連携及び技術の向上を目的として実施しており、地域防災力の向上に必要な訓練でございます。また、避難所運営訓練につきましては、地域が中心となり、実際の避難先となります小・中学校などを会場として実施することが効果的でございます。

㉜-1 災害時の避難所について(緊急車両の避難)

三郷市水害ハザードマップを基に、浸水のおそれのない高台にある公共施設の利用、さらには消防車両等の乗り入れ可能な民間施設との協定等により、水害時の防災拠点施設確保に努めてまいります。

㉜ 災害時の避難所について

新型コロナウイルス感染症などの対策のため、避難所内が密になることを避ける必要がある中、災害時の避難場所としてのホテル、旅館などの活用につきましては、国が全国の自治体に推奨しているところでございます。市といたしましては引き続き情報収集に努めるとともに、必要に応じて活用に向けた検討を行ってまいります。また、現在、台風などの水害時において立体駐車場への車両の受入れに関する具体的な協議を協定締結先の事業者と進めているところです。車中泊避難についても、今後検討してまいります。



(2).風水害時や地震災害時の情報発信について

災害時における情報発信につきましては、防災行政無線のほか、市ホームページ、メール配信サービス、ツイッター及びフェイスブックを活用するなど、多重化、多様化を進めており、本年1月からは三郷市防災情報架電サービスを開始したところでございます。ご質問の防災ラジオにつ

きまは、防災行政無線を補完することのできる伝達手段の一つと考えておりますが、現時点におきましては、防災行政無線及びメール配信サービスを補完する目的で導入をいたしました三郷市防災情報架電サービスの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

(3).防災・災害ハンドブックやガイドブックについて

全戸配布しており、防災・災害などに関する掲載があるものの一つとして市民便利帳がございます。市民便利帳では、8ページにわたり防災に関し、家庭での備え、地域での備え、災害時の連絡

方法、災害発生時の取るべき行動などについてのポイントを紹介しており、有効活用されているものと考えております。

(4).避難行動要支援者制度の個別計画の作成について

災害対策基本法で作成が義務づけられております避難行動要支援者名簿には、災害発生または災害発生のおそれが生じた場合に、本人の同意の有無に関わらず町会、自主防災会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報を開示、提供することが可能な災害時名簿と、個別計画を策定するために避難支援等関係者に平常時から提供される平常時名簿があり、本市ではその両方について整備をしているところでございます。国の指針では、一人一人の要支援者の避難先や避難支援者な

どを記載した個別計画の作成も求められているところでございますが、そのためには避難行動要支援者が平常時名簿への登録に同意をされることが不可欠となっております。本市では、現在の同意による開示のメリットを対象者に周知するとともに、避難支援等関係者に同意者の名簿情報の提供を行い、地域の中で顔の見える関係づくり、要支援者を地域で支える仕組みづくりの中で、個別計画の作成に努めていただいているところでございます。このほか、特に避難支援等関係者には、

その集会等の場において名簿の活用方法や個別計画作成の参考になるよう、資料を作成して配布をしたり、市職員を派遣した研修会を行うなど、本市の取組を促進してきたところでございます。現在の個別計画作成の状況につきましては、令和2年4月1日現在の本市の避難行動要支援者1万1,298名のうち、平常時名簿への登録に同意したかたが7,138名であり、このうち、個別計画を作成したかたは1,783名、避難行動要支援者全体の15.78%となっております。平常時名簿の登録の同意が得られないかたの中には、避難支援者等関係者に本人の要介護度や障害の程度など、個人情報提供されることをご本人が希望しないかたがあり、このようなかたについての個別計画の作成に係る情報開示につきましては、センシティブ

な課題が多くあると感じているところでございます。また、平常時名簿への登録に同意したかたについて、個別計画の作成が進まない一つの要因として、地域のつながりの希薄化なども課題として受け止めており、今後、助け合いの精神を醸成するため、平常時から地域の中でコミュニケーションを図り、お互いに声をかけ合える関係を築いていただけるよう、地域コミュニティの強化を関係各課と広く連携協力して行っていくとともに、効果的な個別計画作成の後押し策につきましても、広く調査研究してまいります。



(5).江戸川緊急用船着き場の利活用について

地方創生推進交付金を活用して取り組んでいる都市型ヘルスツーリズム構築の検討の中で、江戸川河川敷の活用も含めて検討を進めている。10月20日、副大臣への説明者として緊急用船着き場を管理する国土交通省江戸川河川事務所の職員が同席され、災害時の物資輸送や帰宅困難者支援などの設置目的についてご説明いただいた。また、観

光事業としての展開ですが、三郷市観光協会や庁内担当部署と連携を図りながら検討を続けてまいります。また、かわまちづくり支援制度は、住民や自治体が河川空間を利活用する計画を作成し、計画の登録を受けることで、国が計画に沿って数年間で集中的に整備等を行うというものです。

(6).空き家の解消について

近年、少子高齢化や社会経済情勢等の変化により、適切に管理されずに放置される老朽化した空き家等が増加し、倒壊、犯罪、火災等の危険性や周辺住民の生活環境への悪影響などが全国的な課題となっております。このような状況の中、本市におきましては、平成29年7月に三郷市空き家等の適切な管理に関する条例を施行し、平成30年3月には令和4年度までの5年間を計画期間として三郷市空き家等対策計画を策定いたしました。また、民間との連携に関する取組でございますが、平成30年2月に公益社団法人三郷市シルバー人材センターとの間で空き家等の適切な管理に関する協定書を、平成31年3月には公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部との間で三郷市における空き家等の利活用推進に関する協定書を締結し、空き家対策を推進してまいりました。ご質問の三郷市の空き家の現状につきましては、国の住宅土地統計調査における推計値では、平成30年の空き家

の総件数は5,090戸、そのうち戸建て住宅は730戸となっております。担当部といたしましては、令和4年に計画期間満了となる三郷市空き家等対策計画の改定に際し、具体的な空き家の所在地や状況などの実態を把握した上で、計画策定に取り組みたいと考えていることから、今年度より市内全域を対象とし、業務委託による現地調査を含む空き家の実態調査に着手したところでございます。この実態調査におきましては、所在地や状態の把握だけでなく、所有者に対する意向確認を実施することにより、今後の空き家対策の強化へとつなげてまいりたいと考えております。今後の空き家対策でございますが、空き家の発生を未然に防ぐ予防の観点や、空き家の利活用の促進と併せ、ご提言のございました空き家の除却に対する補助制度を含め、具体的な空き家対策につきましても、類似自治体や先進自治体の事例を調査し、引き続き三郷市空き家等対策計画に基づき取り組んでまいります。以上でございます。

(7).災害時給水ステーションの開設等について

近年、地震や風水害などの自然災害によって水道水の供給停止が生じる事例が各地で発生しております。本市では、災害時の応急給水体制について、三郷市地域防災計画において、給水活動として位置づけており、給水活動の実施に当たりましては、まずは被害状況等の情報収集を行い、災害により給水できないエリアの把握と断水戸数等の推計等に基づき、給水方針を決定いたします。なお、給水方法といたしましては、特別給水拠点である各避難所等への給水として、運搬給水方式と消火栓等を活用した仮設給水方式による給水を想定しており、被害状況等を考慮して給水活動を実施することとなります。ご質問の東京都の3つの例を参考に、三郷市の体制はでございますが、1つ目の災害時給水ステーションにつきましては、本市における災害時に給水可能な施設としまして、水道部のある施設である北部浄水場、北部第二配水場、中央浄水場の3か所の浄配水場に応急給水設備を設置しております。また、市内にある東京都水道局三郷浄水場の一角には、応急給水区画が設置されており、本市の応急給水活動に使用できるよう協定を締結しております。そのほか、ピアラシティ交流センターに設置された耐震性貯水槽もございます。2つ目の給水車等の車両輸送につきましては、三郷市地域防災計画での運搬給水方式に当たるものと思われ、本市の給水車は、平成31年3月に新たに1台購入し、現在、2台体制となっております。災害時には準備が整い次第、各避難所などの特別給水拠点を中心に、応急組立て水槽等の給水タンクを設置し、これに給水車で給水を必要に応じて繰り返し行うこととなります。また、災害が大規模かつ広範囲にわたる場合に備

え、埼玉県の一部地区を中心とする水道事業者と日本水道協会において、日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書を締結しており、要請により日本水道協会を介して全国の水道事業者から早期に給水車や水道資機材などが確保される応援体制が構築されている状況です。さらに、本市は他自治体と災害時に協定等により相互に応援を要請することも可能となっており、昨年9月に発生した台風15号の際には、本市と防災協定を結んでいる千葉県館山市に対し、本市から給水車を1台派遣、そのほか2リットル飲料水2,000本などを提供し、給水活動に活用していただいたところ、3つ目の消火栓等につきましては、三郷市地域防災計画での仮設給水方式に当たると思われ、本市におきましても、消火栓に緊急給水栓を接続して災害時の緊急給水に活用できるようになっております。続きまして、埼玉県の送水管上の空気弁を使用した緊急給水についてですが、ご質問のとおり、現在、市内には設置できる場所が2か所ございます。設置場所につきましては、二郷半領用水路沿いの歩道内にある空気弁で、彦糸中学校付近と彦郷小学校付近にそれぞれ1か所の、計2か所となっております。使用に当たりましては、毎年1回、埼玉県新三郷浄水場におきまして、給水装置の設置や使用の合同訓練が実施されておりまして、本市も毎回訓練に参加しております。今後におきましても、防災力の向上につながる新たな新機材の導入の検討や迅速な緊急給水活動が行えるよう、職員の訓練を重ねるとともに、他事業者の事例の情報収集などを行い、災害時の給水体制の強化、充実に努めてまいります。

(7).災害時給水ステーションの開設等について

分譲マンションなどの集合住宅においては、災害に対する備えの一つとして、受水槽に災害時用給水栓を設置する対策が普及しており、市内におきましても管理組合などが取付工事を行った事例を聞いております。防災担当といたしましては、集合住宅などの受水槽への給水栓の取付けは、共助における取組として地域で推進するものと考えております。引き

続き、三郷市自主防災組織補助金交付要項に基づく補助対象としての検討を進めてまいります。

コロナ禍終息をお祈りします。

連絡先

E-mail ktt@ceres.ocn.ne.jp

〒341-0024 三郷市三郷2-1-9

TEL 048-957-0962 FAX 048-957-0966